

**申し込み時の
必要事項**

- ① 行事項(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦ 返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

住まいの衛生展

内換気と結露、害虫、家庭用品の安全対策のパネル展示。
日 2月21日(月)～23日(水)。
所 市役所ロビー。

【詳細】環境衛生課 ☎(622) 5165、HP



子ども手当

2月期(10月～1月分)の手当振込日は2月10日(木)です。該当する方(中学校修了前までの子どもを養育している方)で、手続きをしていない方は、速やかに届け出をしてくだささい。認定された場合は、手続きをした翌月分から手当が支給されます。

【詳細】区役所(1階)の保健福祉課

児童扶養手当の手続きを

① 父母が離婚 ② 未婚 ③ 父または母が死亡・重度の障がい・生死不明・1年以上拘禁または児童を遺棄——などの状態で、父(母)と生計を同じくしていない児童(原則18歳に到達した日の年度末までの間にある児童)を養育している母(父)、または父母と生計を同じくしていない児童を養育している養育者に支給されます。

ただし、所得が制限額を超える方は支給が停止されます。

【詳細】区役所(1階)の保健福祉課

特別児童扶養手当の手続きを

重度または中度の障がいがある20歳未満の児童を養育している方に支給します。ただし、児童福祉施設に入所している場合は支給されません。

また、所得が限度額以上の方は支給が停止されます。支給要件に該当しなくなった場合には届け出が必要です。届出が遅れた場合、手当を返していただくことがあります。

【詳細】区役所(1階)の保健福祉課

特別障害者手当・障害児福祉手当の手続きを

所得が限度額を超える方は支給が停止されます。

【特別障害者手当】著しい重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方に支給します。施設などに入所している場合や、病院に3カ月以上入院している場合は支給されません。

【障害児福祉手当】重度の障がいのため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給します。施設などに入所している場合や障害年金などの給

付を受けることができる場合は支給されません。

【詳細】区役所(1階)の保健福祉課

障がいのある方の就業相談

に
新設事業所就業・生活相談室からびな(北区北18西4北18条駅光ハイツ、☎(768) 7880、FAX(768) 7881)。

【詳細】障がい福祉課 ☎(211) 2936

知的障がいのある方の職業訓練

【食品加工(主に納豆製造)】日 4月12日(火)～来年3月16日(金)。はまなす食品(北広島市北の里56)。

【対養療育手帳を所持(申請中を含む)している25歳以下の方7人。月額1万5千円程度。】申 ハローワークに相談の上、3月4日(金)までに申し込み。選考あり。

【詳細】障がい福祉課 ☎(211) 936

障がいのある方のパソコンスキル習得を支援

【各種コースあり。全4回。】日 4月1日(金)～28日(木)。

【身体障害者福祉センター(西区二十四軒2の6)】対養障がいのある20歳以上のパソコン初心者。2千円。日 2月1日(火)から区役所など

敬老優待乗車証の申請



70歳以上の市民が、バス、地下鉄などの公共交通機関を優待料金で利用できる敬老優待乗車証。交付対象者へ、2月上旬に申請書を送付します。希望する方は必要事項を記入し返送してください。詳しくは、同封の「お知らせ」をご覧ください。

【提出期限】2月15日(火)(必着)。
【平成22年12月31日時点で本市に住民登録があり、現在も引き続き居住している生年月日が昭和16年10月1

で配布する申込書を3月4日(金)(必着までに送付、FAX(抽選)【詳細】障がい者ITサポートセンター ☎(219) 1810

障がい者福祉施設などで製作した製品を販売

【元氣ショップインジャスコ】日 2月12日(土)、13日(日)午前10時～午後6時。ジャスコ札幌元町店(東区北31東15)。

【詳細】障がい福祉課 ☎(211) 936

出会いふれあいバザール

【日 2月15日(火)～17日(木)午前10時～午後7時(15日(火)は正午から)】ジャスコ札幌元町店。

日以前の方。交付額1万～7万円(1万円ごと)。千円～1万7千円の利用者納入金が必要。利用できる交通機関乗車カードは市電、地下鉄、ジェイ・アール北海道バス、およびつバス、中央バス。乗車券は夕鉄バス、ばんけいバス。

【追加交付の期間延長】追加交付の「申請期間」と「郵便局での受取期間」が延長になりました。

【申請期間】8月1日(月)～来年1月12日(木)。
【受取期間】9月1日(木)～来年2月15日(水)。

【詳細】市コールセンター ☎(222) 4894

福祉用具展示会・講演会

【詳細】市社会福祉協議会 ☎(612) 6110

日 2月22日(火)。

【社会福祉総合センター(中央区大通西19)】
【講演会】時間 午後1時30分～3時。定 250人。

【申込先・詳細】市社会福祉協議会 ☎(632) 7355

未婚者の集い

【身体に障がいのある方の結婚を目的とした出会いの会。】

【日 2月15日(火)～17日(木)午前10時～午後7時(15日(火)は正午から)】ジャスコ札幌元町店。

【詳細】障がい福祉課 ☎(211) 936

出会いふれあいバザール

【日 2月15日(火)～17日(木)午前10時～午後7時(15日(火)は正午から)】ジャスコ札幌元町店。

【詳細】障がい福祉課 ☎(211) 936